

令和4年度宇都宮市地域密着型サービス運営委員会 会議録

- 1 開催日時 令和5年2月27日(月)
午前10時00分から午前11時10分まで
- 2 開催場所 宇都宮市中央生涯学習センター 204学習室
- 3 出席者氏名 **【委員】**
小野委員, 森田委員, 塚原委員, 高橋委員, 平手委員(代理:反保委員), 久保委員, 小島委員, 川田委員, 本橋委員, 五月女委員, 赤羽委員
【事務局】
保健福祉総務課長
保健福祉総務課介護事業者指導グループ係長
保健福祉総務課介護事業者指導グループ職員4名
高齢福祉課企画グループ総括
高齢福祉課介護サービスグループ職員1名
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 傍聴者の数 0名
- 6 会長及び副会長の選出 会長に小野委員, 副会長に赤羽委員が選出された
- 7 議事(発言の要旨)

<事務局説明>

- ・ 令和4年度地域密着型サービス事業所の指定等の状況について
- ・ 令和4年度地域密着型サービス事業所に対する指導状況について
- ・ 令和4年度地域密着型サービスの費用について
- ・ 第8期(令和3年~令和5年)宇都宮市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業所整備事業者の公募について((看護)小規模多機能型居宅介護)
- ・ 第8期(令和3年~令和5年)宇都宮市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業所整備事業者の公募について(認知症対応型共同生活介護)

<発言の要旨>

塚原委員

地域密着型サービス事業所に対する指導状況について, 指導数が多いと感じたが, コロナ禍で運営推進会議を実施できていないことが影響しているのか。

事務局

運営推進会議は開催を延期しているところだけでなく、書面開催しているところもあるなど、事業所により様々な対応がなされており、コロナ禍以前と比べても、運営指導において、指導となった事業所の割合が増えているということはない。

なお、運営推進会議を書面開催とすることは認められており、書面により運営推進会議を開催しているものの、評価を受けることを認識していない、記録を公表していないなどのケースが見られる。

五月女委員

地域密着型サービス事業所に対する指導状況について、非常災害計画の作成がされていない等の指導事項があるが、地域密着型サービス事業所を展開する事業者によって危機管理意識の面で、差があるように感じるので、その点を自治体からも周知していただきたい。

また、当該指導事項については、改善されているのか。

事務局

当該指導事項に限らず、文書で指導した事項については、事業所から必ず改善報告書の提出を受けており、その改善を確認している。また、非常災害対策計画に関する指導を受けた事業所については、改善報告書と併せて添付書類として非常災害対策計画も提出を受けている。

五月女委員

介護事業所においても新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しているが、衛生管理についても課題となっているのか。

事務局

衛生管理に関する専門的な指導については、保健所において実施している。また、栃木県が事業所に対する訪問指導等も行っている。

加えて、介護保険においては、経過措置期間中ではあるが、非常災害と同様に感染症対策についても、業務継続計画の策定が義務付けられているので、運営指導でなるべく早期に策定することを促している。

会長

非常災害対策については重要で、平時からの備えがしっかりしていないと、緊急時においても難しい。そして、地域密着型サービスでは、ハザードマップの地域や水害に限らず、自治会や民生委員等の地域住民との協力も必要である。運営指導等に際しては、その点についても指導していただきたい。

小島委員

自治会においても、この数年は地域住民を集めての防災訓練を実施できておらず、参加者が役員等に限定されている現状があり、地域住民側と事業所側はどのような接触があるのか明確でないため、その点をご教示いただきたい。

事務局

介護保険法において、前述の運営推進会議の構成員として、利用者のほか、地域の代表者として自治会役員や民生委員等が示されており、地域との繋がりを持つ重要な機会となっている。また、避難訓練についても、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることが基準で定められているため、市でも指導・助言を行っている。

会長

非常災害対策については、平時からの備えが重要であり、そのためにも事業所側と地域住民側との関係が見える化されていることが望ましい。そのため、避難訓練等をきっかけに関心を持ってもらい、お互いが協力し、非常災害時における体制が作られていけばよいと思う。

本橋委員

他市の例であるが、運営している認知症高齢者グループホームの運営推進会議に自治会の方に来ていただいて、防災に関する話し合いをしており、そこから地域と合同での防災訓練等の取り組みに繋がった。そのため、運営推進会議は地域との交流を持つきっかけとして有意義な機会であると感じている。一方で、施設の開設から年を経るとともに、会議の構成員である自治会等の地域住民も高齢化しているため、防災訓練への協力依頼も難しくなっており、地域との連携における課題となっている。

川田委員

認知症高齢者グループホームの公募について、応募する事業者がないとのことであるが、宇都宮市では、その原因をどのように考えているか。

事務局

原因分析のため、市内に認知症高齢者グループホームを有する事業者や全国的に当該サービスを展開している事業者に対して、ヒアリングを実施した。一つ目の要因としては、建築資材の価格高騰が挙げられる。これにより、事業運営の見通しが立たなくなっている。二つ目の要因としては、土地の取得の困難さが挙げられる。

川田委員

そのような状況の中で、宇都宮市としては、事業者に対する補助等は検討しているのか。

事務局

まだ検討段階ではあるが、圏域の縛りが応募を阻む要因の一つとなっているので、その要件を見直すことや、スケールメリットを生かせる整備方法を認めることなど、要件を緩和することも検討している。

会長

未整備となっている3圏域においては、高齢者の割合といった観点から考えて、そのニーズをどのように考えているか。

事務局

土地に係る観点からの話になってしまうが、圏域の面積が狭いことや市街化調整区域が多いこと又は土地代が高いことなどが、施設の整備を難しくしている。

会長

その圏域に住民がいる以上、一定程度のニーズがあると考えられるので、可能な限り圏域単位の整備をお願いしたい。また、社会福祉法人等の事業者にも積極的に手を挙げてもらえるように、未整備圏域の高齢者・認知症者の人口や割合などからニーズを示して、働きかけていただきたい。

事務局

これまでも同一敷地内の他サービスとの合築を認めたり、隣接圏域への設置を認めたりするなど、様々な緩和策を講じてきたが、土地の問題とニーズへの対応を両立する一つの方法として、圏域の縛りを緩和することについて、ご意見をいただきたい。

川田委員

住み慣れた地域でとの考え方もあるが、ある程度要件を緩和してでも、整備を進めたほうが、結果的には地域住民にとっても有益であると思う。

塚原委員

各地域それぞれに建てることに拘らず、施設に入りたい人が入れるように、柔軟に対応されることが望ましい。

会長

柔軟性が大事であると考える一方で、未整備圏域において、どれくらいのニーズがあるかを知ることが大切であると思う。地域密着型サービスでは、住み慣れた地域でサービスを受けられることが重要であり、住民の意見が大切であるので、どこに住んでいても皆等しくサービスを受けられることが望ましい。そのため、しっかりとニーズを調査していただきたい。

事務局

現在、ケアマネジャーを対象にニーズ調査を行っており、各地域のニーズをしっかりと把握して総合的に進めていきたいと考えている。

副会長

圏域の縛りが強すぎるのかなと思う。その圏域だけで固まっているものなのか。また、社会福祉法人は資金調達の方法が限られており、土地も贈与や役員からの賃借などにより確保しており、事業規模が小さい中で費用が大きくなると、経営の観点からも積極的な展開が難しいケースも多い。現に栃木県内でも特別養護老人ホームが廃止となった事例もあり、安穩としていられる状況ではない。

会長

休止となっている事業所について、デイサービスセンターオリーブの休止の理由が、利用者の減少による営業不振となっているが、具体的にはどういったことか。

事務局

当該事業所の休止理由は、それ以上の具体的な確認はしていない。また、新型コロナウイルス感染症によるものといった具体的な明言は無かった。

川田委員

事業所の運営・経営については、利用者の確保が大きな課題であるが、地域によってはサービスが供給過多になっていることはないか。ある場合は、その点をどのように分析しているか。

事務局

今回の地域密着型サービスの整備計画の策定にあたっては、ケアマネジャーのニーズが見える化して、現状の分布でサービス過多の地域がないことを確認した。その上で、引き続き25圏域への整備を進めていくという方針をとった。一方で、今回廃止となっている地域密着型通所介護は、公募により整備されるものではないため、ある程度市場原理に従って設置や廃止が生じるものである。最近の地域密着型通所介護のサービス利用の動きを見てみると、コロナ禍からの回復により伸びが見られるなど、持ち直しの傾向はある。

副会長

地域密着型通所介護については、余程のことがない限り、指定申請を拒否することもできないので、適材適所の配置が難しく、廃止はやむを得ないところもあると思う。

会長

事業所が廃止となる要因は様々にあると思うが、その原因をしっかりと分析していただき、状況の改善に繋がるように、指導等をしていただきたい。その上で、事業者の選定の際には、事業の継続性を勘案して、厳正に審査をしていただきたい。

塚原委員

地域密着型サービス事業所数の推移を見ると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が5事業所、夜間対応型訪問介護が1事業所あるとのことであるが、これらは需要があって整備されたものであるのか。

事務局

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、公募により選定する仕組みである。また、公募の対象となる地域密着型サービスの中でも最後発のサービスであるため、まずは各圏域を5ブロックに分けて、整備を進めてきたところであり、前期計画で当該5ブロックの整備を完了した。現状、5ブロックがバランスよく配置されているので、今後は、各地域のニーズの伸びなどを考慮しながら、整備計画を決めていくことになる。夜間対応型訪問介護については、公募により選定されるサービスではないため、申請があれば、指定を行うことができる。また、夜間対応型訪問介護1事業所は、元々定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営していた事業所であり、改めて人員を増配するなどの負担がなかったため、指定の申請を行いやすかったものと思われる。

会長

地域密着型サービス事業所の指導や整備についてなど、様々な意見が出たが、それらの意見を関係部署で共有していただき、次の介護保険計画に反映していただきたい。また、少しずつコロナ禍が明けてきたように思うが、完全に状況が回復したわけではなく、引き続き留意していかなければならない。事業者においても、そうした影響を受けて事業をあきらめざるを得ない状況がなるべくないように、運営指導や集団指導等の機会を通じて、必要な情報を共有していただくなど、より良いサービスの提供ができるように図っていただきたい。